

平成 28 年熊本地震への対応に関する決議

平成 28 年熊本地震は、熊本県から大分県にかけて依然として活発な地震活動が続いている。

被災地においては、死者・行方不明者などの人的被害や、多くの住宅が倒壊又は損壊する建物被害に加え、上下水道や道路、鉄道など生活関連のインフラにも甚大な被害が発生した。

地震発生から二ヶ月近くが経過する中、全国各地から人的・物的支援が届けられているが、依然として多くの住民が大変厳しい避難生活を強いられている等の状況にある。

国においては、被災地の状況をしっかりと踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 被災者の避難生活の支援について

- (1) 食料をはじめ各種の生活必需品については、被災者が良好な避難生活を送るうえで十分な量を安定的かつ継続的に供給できるよう、必要な経費について特段の財政措置を講じること。
- (2) 長期間の避難生活を余儀なくされている被災者のプライバシーの確保に配慮するなど、生活環境の改善に向けて必要な経費について特段の財政措置を講じること。
- (3) 被災した高齢者、障害者、妊産婦及び子ども等に対して、心身の健康管理や医療等の支援体制を確立するとともに、感染症予防等の生活衛生対策についても必要な措置を講じること。

2. 被災者の生活再建の支援について

- (1) 応急仮設住宅の入居希望者全員が早期に住居を確保できるよう、災害救助法の弾力的な運用を行うこと。
- (2) 被災地の実態に鑑み、被災者生活再建支援金の支給適用要件の緩和や被災住宅

の応急修理の上限額を引き上げるなど、制度の拡充を図ること。

- (3) 被災者に対する就業支援及び雇用創出を行うなど、万全の雇用対策を講じること。

3. 被災児童・生徒等の教育支援について

- (1) 被災した児童・生徒等に対して、心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、スクールカウンセラーの派遣や教職員の特例的な配置など、特段の措置を講じること。
- (2) 被災により就学が困難となった児童・生徒等に対して、学用品費等の就学援助のほか、通学手段の確保に要する経費及び授業料の負担軽減を行うなど、特段の財政措置を講じること。

4. 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援について

- (1) 上下水道、道路、橋梁等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。特に、今回被害を受けた箇所については、原形復旧ではなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うこと。
- (2) バスや鉄道等の公共交通機関の復旧並びに今後の安定的な経営に要する経費に対して、事業主体を問わず十分な財政措置を講じること。

5. 災害廃棄物の処理支援について

- (1) 震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、必要な仮置場について国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、使用した仮置場の原状復帰に要する費用については、全額国の負担とすること。
- (2) 被災したごみ処理施設やし尿処理施設の早期復旧に向け、緊急仮復旧及び本格復旧に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。

6. 復旧・復興及び防災・減災対策への財政支援等について

- (1) 被災地の復旧・復興に必要な財源を全額確保し、地域の実情に応じた財政需要に対して、確実に対応すること。また、甚大な被害に鑑み、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特段の財政措置を講じるとともに、補助申請にかかる事務手続きを極力簡素化するなど、柔軟な対応を図ること。
- (2) 行政体制や行政機能に支障が生じている被災自治体に対して、事務職や土木・

建築等の技術職の職員派遣等の人的支援が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣体制の整備に努めること。

- (3) 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援や避難者の受け入れなどに取り組む自治体に対して、特段の財政措置を講じること。
- (4) 梅雨や台風時期を控えており、復旧及び二次災害の防止に向け実施する河川堤防の強化、土砂災害対策、治水対策等に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。
- (5) 被災により診療機能の一部または全部を失った公的医療機関について、運営資金の確保、震災からの地域医療再生に向けた助成制度の創設及び企業債の弾力的な運用など、特段の財政措置を講じること。
- (6) 被災した老人福祉施設、介護事業所及び障害者施設等について、今後の事業継続のため、居宅介護・重度訪問介護以外のサービス、避難所での安否確認及び支援について報酬上の評価を行うなど、震災に伴う休業補償を行うこと。また、施設の復旧に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。
- (7) 被災した学校施設等の復旧について、原状回復だけではなく、今後、指定避難所として使用することを念頭に、耐震性や防災機能の強化のほか、夏季や冬季でも対応できるような環境整備を踏まえた建替や機能向上等についても財政的支援を充実するよう、特段の措置を講じること。
- (8) 被災した庁舎等は災害対応の中心的機能を有することにかんがみ、代替施設への機能移転について必要な財政措置を講じるとともに、建替については、原状復旧にとどまらず、耐震性や防災機能を強化する整備費用に対しても、緊急に特段の財政措置を講じること。
- (9) 教育・文化施設等の公共施設の耐震化等、防災・減災対策に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。

7. 農林水産業の復旧・復興支援について

- (1) ため池、排水機場等の農業用施設や農地、漁港等の災害復旧事業については、梅雨や台風時期を控えていることから、応急措置を含め早期の事業完了に向けて、特段の措置を講じるとともに、本格的な復興に対応する予算の確保や補助率のかさ上げ等についても、特段の財政措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の申請にあたっては、査定前着工について柔軟に対応するとともに、測量設計費をはじめとする調査費の採択要件の緩和や事務手続きの簡素化な

ど、早期復旧に向けて特段の措置を講じること。

- (3) 地域農業の中核施設である野菜選果施設やカントリーエレベーター等の早期復旧に向けて農林水産業共同利用施設被害復旧事業の予算を十分に確保するとともに、収穫野菜を出荷するために査定前に実施した施設修理に要する費用を補助対象とするなど、弾力的な運用を行うこと。
- (4) 被災農家が営農を再開できるよう、経営体育成支援事業については、必要な予算を十分に確保するとともに、補助率のかさ上げを行うほか、被災施設の耐震性等の機能強化や復興に向けた規模拡大に要する費用を補助対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 事業継続が困難な農林漁業者に対して、政府系金融機関による金融対策や専門家の派遣を行うなど、経営再建に向けて特段の措置を講じること。

8. 中小企業等の復旧・復興支援について

- (1) アーケード等の商店街共同施設の早期復旧及び商店街等が実施する復興支援イベント等に要する費用に対して全額助成するなど、特段の財政措置を講じること。
- (2) 被災した製造業やIT関連産業、コールセンター等のオフィス系企業、クリエイティブ産業等の施設や設備等の早期復旧に対し、新たな補助制度を創設すること。
- (3) 事業継続が困難な中小企業者等に対して、事業継続や経営再開に向けた金融面・税制面の優遇措置、震災で失った取引機会の創出など、特段の措置を講じること。また、信用保証協会の保証枠について、一般枠及び既存の特別枠に加え、震災の影響を受けている企業全般が利用できる新たな保証制度を創設すること。
- (4) 事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業所の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の支給要件を緩和するなど、地域雇用の維持に向けて特段の措置を講じること。

9. 観光産業の復興、観光客回復に向けた支援について

- (1) 宿泊客の予約キャンセル等が相次いでいる九州の旅館及びホテル等並びに観光施設に対して国税を軽減免除するなど、経営困難に陥ることがないように特段の措置を講じること。
- (2) 風評被害を防止するため、国内外に正確な情報を発信するとともに、誘客キャンペーンを積極的に支援するなど、観光客を一日も早く九州に呼び戻すための観

光復興対策を講じること。

10. 文化財等の早期復旧に向けた支援について

- (1) 国所有の特別史跡熊本城跡の石垣・重要文化財建造物の修復については、国直轄事業として行い、復元建造物等の修復については、特段の措置を講じること。また、阿蘇神社の楼門等の国指定重要文化財等の修復については、特段の財政措置を講じること。
- (2) 震災により損壊した熊本県・大分県の指定文化財等の修復については、財政措置や専門家の派遣など全面的な支援を行うこと。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会